

「出雲市立総合医療センター経営強化プラン」の進捗状況 及び「新たな地域医療構想」の方向性について

「出雲市立総合医療センター経営強化プラン（令和 6 年 3 月策定）」に掲げる取組の進捗状況の概要とともに、現在、国で検討されている「新たな地域医療構想」の方向性を踏まえた今後の対応について報告します。

1. 経営強化プランに掲げる取組の進捗状況

当院は『「地域で暮らす」を支える病院』をスローガンに、高齢化のピークである 2040 年頃を見据えた「治し支える医療」の提供に向けた体制強化を推進している。

（1）回復期リハビリテーション病棟の機能強化について

リハビリ専門職、看護職員の増員	R7 年 4 月～	《経営効果》 年間増収見込額 約 1 億 3,500 万円
休日を含む 365 日リハビリの提供開始	R7 年 7 月～	
回復期リハビリテーション病棟入院料 の上位基準取得	R7 年 10 月～	

（2）急性期病床の一部病床機能転換について

病床機能転換に係る圏域の承認取得	R7 年 7 月	《経営効果》 年間増収見込額 約 4,300 万円
仮運用開始（在宅復帰率等の実績確保）	R7 年 9 月～R8 年 3 月	
施設・設備整備（県補助金活用）	R7 年 10 月～R8 年 3 月	
急性期病床 57 床のうち 24 床を <u>地域包 括ケア病床（回復期機能）</u> に転換	R8 年 4 月	

2. 新たな地域医療構想の方向性

（1）策定の主旨とスケジュール

- ・ 現行の地域医療構想（2025 年目標の病床必要量に基づき、病床機能の分化・連携を進める都道府県の計画）に続き、2040 年を見据えた新たな構想を国で検討中。
- ・ 新たな構想は、医療計画の上位概念に位置付けられ、これまでの入院医療に加え、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定。

【今後の予定】

- 令和 7 年度中 国でガイドラインを策定
- 令和 8 年度～ 都道府県を中心として新たな地域医療構想を策定
- 令和 11 年度 都道府県において新たな構想を基に第 9 次医療計画を作成

(2) 検討されている主な見直し内容

- ・新たな構想では「治す医療」と「治し支える医療」の役割分担を踏まえた「医療機関機能」を明確化するとともに、「病床機能区分」の見直しや人口規模等を踏まえた二次医療圏の見直しも検討される見込み。

【①医療機関機能】：新規

医療機関機能		主な具体的内容	確保の目安
1	急性期 拠点機能 ※	・手術や救急医療等の医療資源を多く要する症例を集約化した医療提供	人口 20～30 万人に 1 拠点
2	高齢者救急・ 地域急性期機能※	・高齢者をはじめとした救急搬送の受入 ・入院早期からのリハビリ・退院調整	地域の医療需要・資源の状況に応じて確保
3	在宅医療等 連携機能 ※	・地域での在宅医療の実施 ・他の医療機関や介護施設、訪問看護、訪問介護等と連携した 24 時間対応や入院対応	
4	専門等機能	・高齢者等の中長期にわたる入院医療機能 ・集中的なリハビリテーション	
5	医育及び 広域診療機能	・広域な観点で担う常勤医師や代診医派遣 ・医師の卒前・卒後教育等の医療従事者育成 ・広域な観点が必要な診療を総合的に担う	大学病院を想定

※「治す医療」は「急性期拠点機能」に集約化し、「治し支える医療」は「高齢者救急・地域急性期機能」、「在宅医療等連携機能」を中心として提供する方向性。

【②病床機能区分】：見直し

病床機能		機能の内容
1	高度急性期機能	・急性期の患者に診療密度が特に高い医療を提供する機能
2	急性期機能	・急性期の患者に医療を提供する機能
3	包括期機能 ※ (旧回復期機能)	・高齢者等の急性期患者に治療・リハビリ、治し支える医療を提供する機能 ・急性期を経過した患者に在宅復帰に向けた医療やリハビリを提供する機能
4	慢性期機能	・長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ・長期にわたり療養が必要な重度の障害者、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

※病床機能区分のうち、これまでの「回復期機能」は、2040 年に向けて増加する高齢者救急等の受け皿機能などを追加し、「包括期機能」の名称で位置づけられる。

【③二次医療圏】：見直しの可能性あり

- ・人口規模や医療需要の変化を踏まえ、医療圏の設定のあり方が検討されている。
- ・人口 20 万人未満等、特に人口の少ない地域で広域化の検討が必要とされている。

(3) 総合医療センター経営強化プランとの関係

- ・当院の経営強化プランでは、『回復期（包括期）機能の強化』や『在宅医療の充実』等を主な取組として掲げており、出雲圏域の医療資源や今後の人口動態等を踏まえると、国の新たな構想で求められる機能分担の方向性と概ね合致している。
- ・今後は、新たな構想のガイドラインや県が策定する地域医療構想を踏まえ、圏域における役割をさらに明確化するための検討・調整を進めていく。